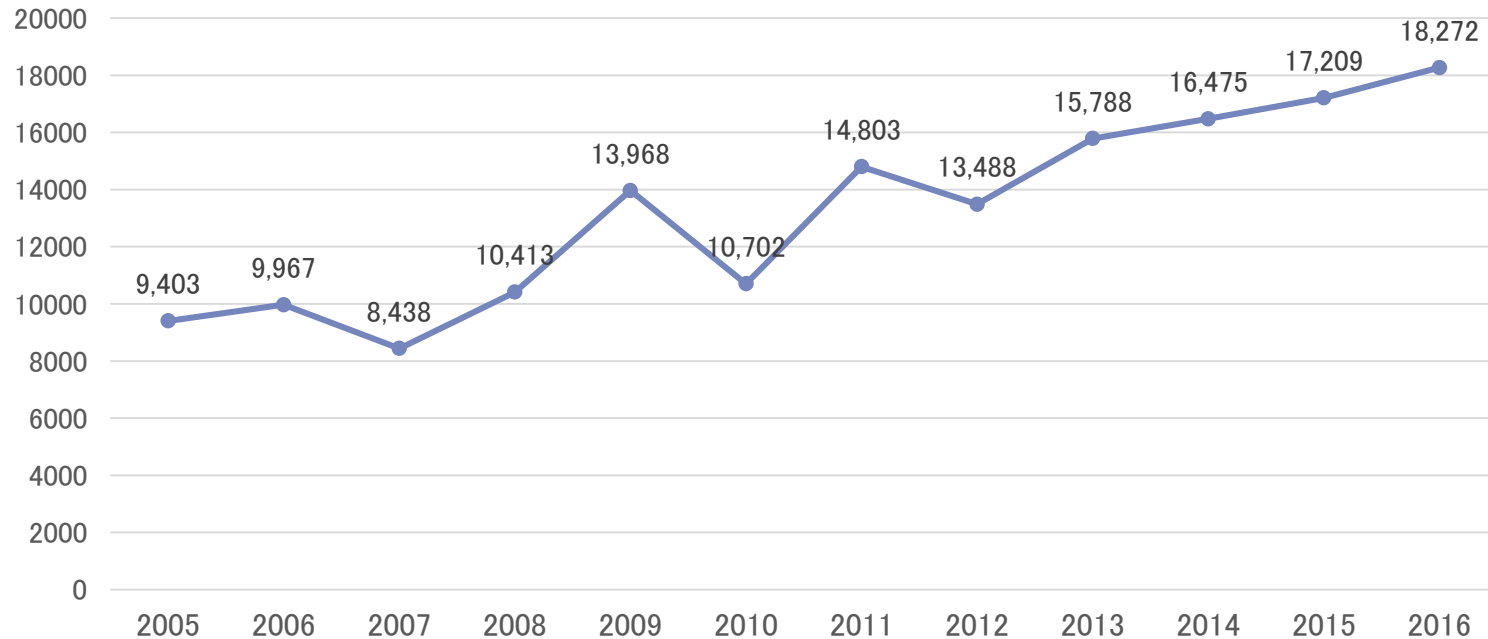


『医療的ケア児』

(なんらかの障害のため、生活に『医療的なケア』を必要とする子ども達)

＜全国医療的ケア児者数（0歳～18歳）の推計＞



医療技術の進歩等を背景に、全国的に年々増加傾向

医療的ケア児数：県内

H27年県内調査 → 1080例

※ 県内小児科研修指定病院を対象にアンケート調査。全数でないことに留意

<地域別対象患者数>

横浜市	515	伊勢原市	8
川崎市	99	座間市	8
相模原市	74	寒川町	8
藤沢市	68	逗子市	7
横須賀市	58	中郡	5
平塚市	40	葉山町	4
茅ヶ崎市	39	三浦市	4
大和市	25	足柄上郡	3
鎌倉市	21	愛甲郡	2
小田原市	18	箱根町	1
厚木市	15	南足柄市	1
海老名市	13	湯河原町	1
綾瀬市	10	県外	31
秦野市	9		

※ 県外内訳
町田市17、それ以外の東京都8、埼玉県3、千葉県2、秋田県1

全数でないこと、また年々増加が見込まれるため、**現在の児数は更に多いと予想される**

<医療的ケア別対象患者数>

医療的ケア	延べ患者数
気管切開	205
人工呼吸（TPPV）	78
人工呼吸（NPPV）	35
酸素	408
胃瘻	305
腸瘻	9
人工肛門	5
自己導尿	180
腹膜透析	5
高カロリー輸液	11

<年齢分布図>



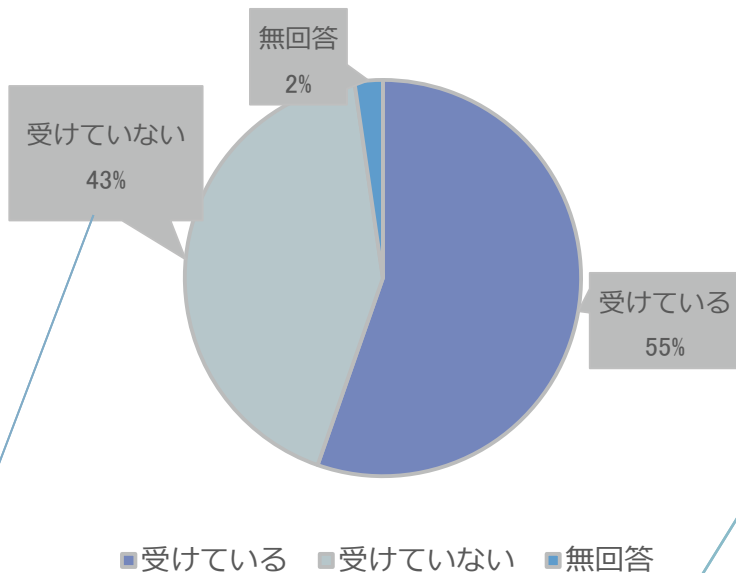
他、**重心児が47%**
先天性が85% など

制度の適用有無

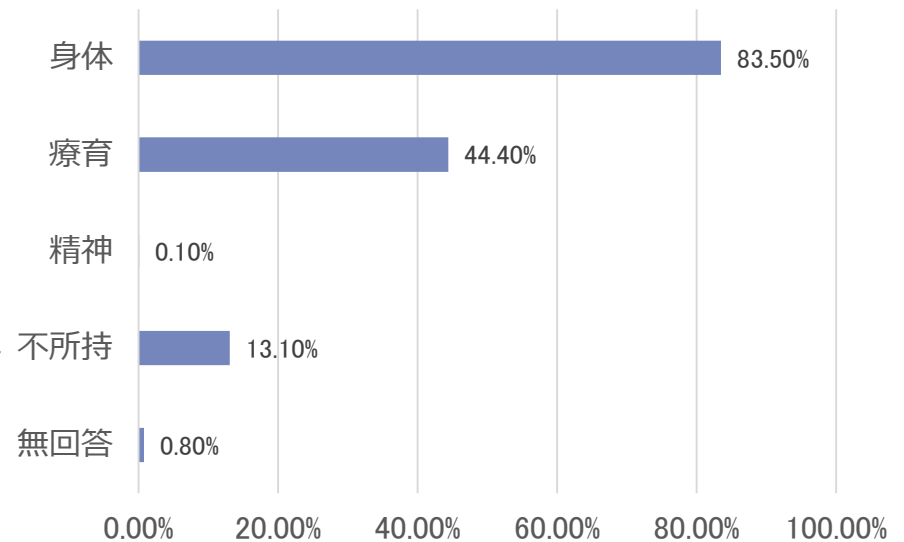
◆ 小児慢性及び障がい者手帳等の有無（全国調査）

(n=1331)

小児慢性特定疾病医療費助成の有無



各種手帳の有無

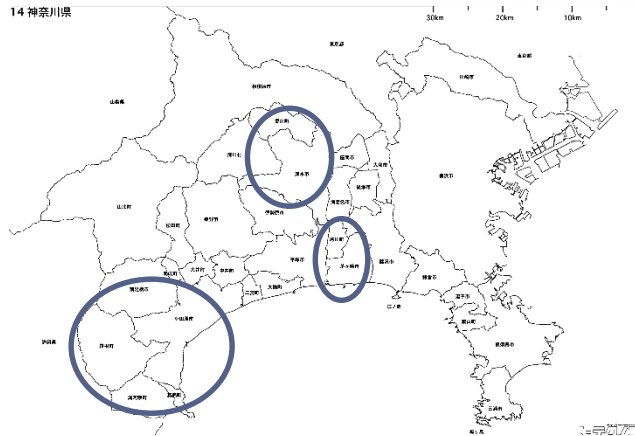


出典：在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査（みずほ情報総研）

制度の狭間に位置する医療的ケア児も存在

過去の3地域で抽出された課題①

県医療課では、同じく各地域の皆様にご協力いただき、過去に茅ヶ崎、小田原、厚木の3地域で会議を実施。



< 3地域の会議の流れ >

- ①現状の確認・共有、**課題の抽出**
- ②課題解決策の協議
- ③その実施と進捗把握、取組修正など

各地域ともに、**第一回会議では情報共有と課題の抽出**を行ったが、抽出した課題には、**各地域で共通**するものが多くあった。

➡ 横須賀地域にも共通する可能性

過去の3地域で抽出された課題②

◆ 抽出された主な課題

【サポート体制】

- 関係機関とのネットワーク構築が困難
 - ➔ 関係機関が多く、情報共有手段や検討の場がない
- 自治体の支援体制の構築が困難
 - ➔ 複数課の連携が必要 ケースが少なく事例の積み重ねが難しい
- 利用可能な資源が少ない
 - ➔ 移動支援が使えない 医療的ケアに対応できる事業所が少ない など

【人材育成】

- コーディネーターの不在
 - ➔ 移り変わるライフステージや、医療・福祉に両対応できる人材の不足
- 医療的ケアに対応可能な人材の不足

【情報活用】

- 医療・福祉資源の情報集約ができていない
- 対象となる児の実態把握ができていない
 - ➔ 『医療的ケア児』の登録・認定制度がない
(各所が個々のケースとして把握している)

過去の3地域での取組み例

◆ 課題解決のための各地域での取組み例

【対象児の実態調査】

- 当事者に対してアンケートや聞き取り調査によって実態を把握

【各分野ごとの会議の実施】

- 情報交換や課題整理などを目的に、短期入所事業所の会議や、放課後デイサービス連絡会などを実施

【利用可能な資源の調査】

- 医療的ケアを抱える小児を診療所において診察等が可能かどうかに関するアンケート調査、メディカルショートステイ実施調査 等

【情報共有ツールの作成・改良】

- 医療的ケア児の保護者が児の情報を記載するツールの作成・改良

【研修等の実施】

- 養護学校での看護師実習受け入れ 等

【ケース会、事例検討会の実施】

- 主治医と学校でのケース会、町と保健福祉事務所での事例検討会 等

など

◆ 神奈川県の各種計画では・・・

神奈川県保健医療計画（第七次）要約

- ・ NICUや小児病棟から**在宅へ移行した後の受入体制を整備**することで、**保護者の負担軽減**を図ります。
- ・ 医療的ケア児等が、地域で安心して療養できるよう保健・医療・福祉・教育関係機関との体制整備に取り組みます。また、県は**研修を通じて、医療従事者、福祉従事者等を支援**します。
- ・ NICU やPICU で療養中の重症心身障害児等が在宅や適切な施設、後方支援病院に移行できる**医療提供体制を整備**します。
- ・ 小児も対象にした訪問看護ステーションや**医療的ケアに対応できる福祉事業所の増加、療育機能の充実など、在宅の療養患者や重症心身障害児等の生活環境の整備**を進めます。

◆ 神奈川県の各種計画では・・・

神奈川県障がい福祉計画（第5期）要約

- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。（県、障害福祉圏域、市町村単位）
- ・ 在宅で生活している医療的ケア児が障害児通所支援や短期入所等を利用できるよう、事業に従事する職員の人材養成や、地域の拠点となる施設の整備に係る支援などの基盤整備を進めます。
- ・ 地域で医療的ケア児を支援する支援者及び関係機関の調整等の役割を担うコーディネーターを養成し、各障がい保健福祉圏域及び各市町村への配置を促します。

参考：神奈川県施策

◆ 実施している施策は・・・

小児等在宅医療連携拠点事業

連携体制構築・情報共有のための会議体立ち上げ（モデル事業及び県全域）、医療ケア研修の実施、支援者向け相談窓口の設置、実数調査の実施 など（過去に茅ヶ崎、厚木、小田原地域で会議体設置。今年度より横須賀地域で実施予定）

重度重複障害者等支援看護師養成研修事業

専門的な技術をもつ看護師の養成確保、人材の定着を図るための研修を実施

障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業

困難事例、緊急時例に365日対応するため、障害保健福祉圏域ごとに拠点事業所を配置、地域の受皿拡大のため人材育成（研修等）や事業所間のネットワーク構築を実施

◆ 実施している施策は・・・

神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業

神奈川県立特別支援学校における保持増進及び安全な学習環境の整備を図り、教員と看護師が協働連携をして、学校において医療ケア等を実施

民間保育所健康管理体制強化事業

看護師又は保健師を雇用する保育所等に対し、保育士を雇用した場合の経費との差額を市町村と協調して補助

喀痰吸引等研修事業

特定の者を対象に喀痰吸引等ができる第三号研修を、介護職員等に対して実施 国の指導者講習を受講した者による伝達講習を、介護職員等に対する喀痰吸引等の研修において指導にあたる者に対して実施

◆ 今年度から実施する施策は・・・

医療的ケア児等コーディネーター等研修事業

医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材及び支援を総合調整する人材を育成するため、支援者及びコーディネーターの養成研修を行う

医療型短期入所事業開設促進事業

既存の医療機関等で、新規に障害福祉サービスへ参入を希望する事業者に対して、新規開設に向けた講習等を実施
(他、職員研修・電話相談・施設派遣 など)

医療的ケア児保育支援モデル事業(茅ヶ崎市)

保育所等において医療的ケア児の受入れが可能になるよう、自治体の看護師雇用や保育所への経費補助、訪問看護ステーションとの契約等により体制を整備。
(H30より茅ヶ崎市採択 財源：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)